

暴風警報発令時の対応について

暴風警報が発令されたとき、子どもたちの安全保持に万全を期するために、下記のように対応頂きますよう、お願い致します。

記

1．登校前（6：00まで）に暴風警報が発令されたときは、家庭で待機させてください。

但し、6：00前までに暴風警報が解除されたときは、平常通りの授業を実施します。

2．6：00以降から11：00までに暴風警報が解除されたときは、解除された時刻から2時間後に授業を開始します。

3．11：00過ぎてから暴風警報が解除されたときは、休みになります。

4．その他

警報でも、家庭で待機するのは『暴風警報』だけです。その他の警報（大雨警報、洪水警報、大雪警報等）は、該当しませんのでご注意願います。

但し、特別の場合は、教育委員会より広報坂祝を通して連絡致します。

その他の警報あるいは注意報の場合であっても、局地的な大雨、河川・用水の増水、崖崩れ等が起こり得ます。その場合は、PTA地区委員さんと相談の上、自宅待機させてくださるようお願い致します。そして、このことを地区委員さんを通じて学校へ連絡してください。その後については、学校で協議します。この場合、遅刻扱いにしません。

登校以後に暴風警報が発令されたときは、学校で協議・判断し、担当教師引率のもとで下校させます。

遠距離通学児童で下校が困難の場合、学校で待機させたり、PTA地区委員さんの協力を求めたりすることもありますので、よろしく願います。

（広報坂祝等で連絡致します。）